

第94号議案

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第4号中「島根県立生涯学習推進センター及び島根県立西部生涯学習推進センター、島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）第3条に規定する島根県立西部情報化センター並びに」を「島根県立西部社会教育研修センター及び」に改める。

第11条第1項の表中

福祉人材センターの業務	午前9時から午後5時 まで	を
介護研修センターの業務		
母子福祉センターの業務		

福祉人材センターの業務	午前9時から午後5時 まで	に
母子福祉センターの業務		

改める。

第12条第1項の表中

介護研修センターの業務	日曜日、月曜日及び祝日法による休日	を

削る。

別表中「（第3条、第5条、第15条関係）」を「（第3条、第15条関係）」に改め、別表の1の(1)のアの表中

401研修室	5,610円	7,580円	5,610円	13,100円	13,100円	18,800円	を
--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---

に

301研修室	5,090円	6,850円	5,090円	11,900円	11,900円	17,000円
302研修室	4,670円	6,230円	4,670円	10,900円	10,900円	15,500円
303研修室	720円	1,030円	720円	1,750円	1,750円	2,470円
304研修室	1,960円	2,700円	1,960円	4,660円	4,660円	6,620円
305研修室	1,860円	2,590円	1,860円	4,450円	4,450円	6,310円
306研修室	1,660円	2,280円	1,660円	3,940円	3,940円	5,600円
401研修室	5,610円	7,580円	5,610円	13,100円	13,100円	18,800円

改め、別表の1の(1)のイの表中

を

301研修室	4,630円	6,180円	4,630円	10,800円	10,800円	15,400円
401研修室	8,250円	11,000円	8,250円	19,200円	19,200円	27,500円
402研修室	4,030円	5,370円	4,030円	9,400円	9,400円	13,400円

に

101研修室	5,150円	6,870円	5,150円	12,000円	12,000円	17,100円
102研修室	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円
301研修室	4,630円	6,180円	4,630円	10,800円	10,800円	15,400円
401研修室	8,250円	11,000円	8,250円	19,200円	19,200円	27,500円
402研修室	4,030円	5,370円	4,030円	9,400円	9,400円	13,400円
403研修室	3,810円	5,090円	3,810円	8,900円	8,900円	12,700円

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立東部総合福祉センター又は島根県立西部総合福祉センターの施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行

為は、同日前においても行うことができる。